

千葉県男女共同参画計画策定作業部会設置要綱

(趣旨)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について定める「千葉県男女共同参画計画」の策定を検討するため、千葉県男女共同参画計画策定作業部会（以下「策定作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定作業部会は、次の事項を所掌する。
千葉県男女共同参画計画の策定に係る協議及び検討に関すること。

(組織)

第3条 策定作業部会は、知事が委嘱する委員25名以内で組織する。
2 策定作業部会に、部会長及び副部会長を置く。
3 部会長及び副部会長は、委員の互選により定める。
4 部会長は、策定作業部会を代表し、会務を総理する。
5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(会議)

第5条 策定作業部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。
2 策定作業部会は、部会長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、又は他の方法で意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定作業部会の庶務は、総合企画部男女共同参画課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定作業部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月12日から施行し、平成19年3月31日をもって終了する。

千葉県男女共同参画計画策定作業部会委員名簿

◎印：部会長

○印：副部会長

	委員氏名	所属等	委嘱期間
県 民 ・ 学 識 経 験 者	有馬 和子 ◎	千葉県社会教育委員：臨床心理士	17.9.2～19.3.31
	石井 浩己	千葉県立安房南高等学校教諭	17.9.2～18.3.31
	内海崎 貴子	川村学園女子大学教育学部助教授	17.9.2～19.3.31
	大村 芳昭	中央学院大学法学部教授	17.9.2～19.3.31
	岡本 牧子	子育て中の母親	17.9.2～19.3.31
	鴨 桃代	なのはなユニオン委員長	17.9.2～19.3.31
	川島 広江	千葉市助産師会理事	17.9.2～19.3.31
	国生 美南子	NPO法人たすけあいの会ふきのとう代表	17.9.2～19.3.31
	竹信 三恵子	朝日新聞社記者	17.9.2～18.4.25
	溜川 良次	学校法人くるみ学園理事長	17.9.2～19.3.31
	平山 喬恵	(株) アクティブブレインズ代表取締役	17.9.2～19.3.31
	松浦 俊之介	帝京平成大学学生	17.9.2～19.3.31
	松崎 和人	多機能地域福祉センター「いろり」相談員	17.9.2～19.3.31
	松田 敏子	千葉家庭裁判所調停委員	17.9.2～19.3.31
	団 体 推 薦	本木 陸夫 ○	弁護士：千葉県弁護士会両性の平等に関する委員会委員
山口 文代		松戸市市民相談課相談員、元松戸市女性センター所長	17.9.2～19.3.31
山村 和子		千葉県中小企業家同友会副代表理事	17.9.2～19.3.31
石橋 優 ○		日本労働組合総連合会千葉県連合会副事務局長	17.9.2～18.3.31
小早志 昭夫			18.4.3～19.3.31
金野 勝江		銚子市漁業協同組合女性部長	17.9.2～19.3.31
行 政 等	菊間 節子	アグリライフちば会長	17.9.2～19.3.31
	相馬 由起子	生活協同組合エル理事	17.9.2～19.3.31
行 政 等	藤田 まつ子	千葉県商工団体連合会婦人部協議会事務局長	17.9.2～19.3.31
	松柴 文子	習志野市企画政策部参事・男女共同参画センター所長	17.9.2～19.3.31
行 政 等	川島 要男	山武市総務課副主査	17.9.2～19.3.31